

障害基礎年金、遺族基礎年金などの公的年金や福祉手当等の各種手当をお受け取りのお客さま向け金利優遇定期預金です。

やすらぎ定期

お取扱期間 / 2024年3月1日(金)~2025年2月28日(金)

スーパー定期1年もの店頭表示金利

+0.2%



マスコットキャラクター:もっちゃん・りっちゃん

お預入金額	お一人さま500万円まで ※お預け入れ中の「やすらぎ定期」がある場合には、その金額も含まれます。
ご利用いただける方	●特定の年金、または手当をお受け取りの方 ※対象となる年金・手当は、裏面の「やすらぎ定期 取扱対象一覧」をご覧ください。 ※当該年金、または手当のお受け取り指定が当金庫に限らず、お取扱いができます。
適用金利	預入時のスーパー定期1年もの店頭表示金利+0.2%を約定利率として満期まで適用します。
ご注意	●満期日前に解約する場合は、当金庫所定の中途解約利率を適用させていただきます。 ●お一人さま1店舗のみでの取扱いとさせていただきます。

●店頭の商品説明書をご用意しておりますので、詳しくは窓口にお問い合わせください。

2024年度 年金お誕生日プレゼント!

当金庫で年金をお受け取りされるお客さまには、心づくしの「お誕生日プレゼント」を差し上げます!



ソーラー ランタンライト

「ランタンライト」・「ハンディライト」の2WAY仕様
太陽光・USBで充電可能、アウトドア用や防災用として大活躍!



もっともっと、「しんきん感」向上宣言!

杜の都信用金庫

2024年3月1日現在

やすらぎ定期 取扱対象一覧

	対象者<根拠法>	ご提示いただく証書等
国民年金	障害基礎年金受給者 遺族基礎年金受給者 <国民年金法>	国民年金証書または 国民年金・厚生年金保険年金証書
※旧国民年金	老齢福祉年金受給者 障害年金受給者 母子年金受給者 準母子年金受給者 遺児年金受給者 <国民年金法等改正法:昭和60年法律第34号>	国民年金証書
	老齢特別給付金受給者 <厚生年金保険法等改正法:昭和48年法律第92号>	国民年金証書
※旧厚生年金 (船員保険含む)	障害年金受給者 遺族年金受給者 通算遺族年金受給者 特例遺族年金受給者 寡婦年金受給者 鰥夫年金受給者 遺児年金受給者 <国民年金法等改正法:昭和60年法律第34号>	厚生年金保険年金証書または 船員保険年金証書
※共済年金	障害年金受給者 遺族年金受給者 通算遺族年金受給者 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ○国家公務員等共済組合法等改正法 (旧)国家公務員共済組合法 (旧)公共企業体職員等共済組合法 ○地方公務員等共済組合法等改正法 (旧)市町村職員共済組合法 ○厚生年金保険法等改正法(昭和48年法律第92号) ○私立学校教職員共済組合法等改正法 ○農林漁業団体職員共済組合法改正法 </div>	次のいずれかの書類 ○国家公務員等共済組合年金証書 ○共済年金証書 ○日本電信電話共済組合年金証書 ○日本鉄道(国鉄)共済組合年金証書 ○日本たばこ産業共済組合年金証書 ○地方公務員共済組合年金証書 ○私立学校教職員共済組合年金証書 ○農林漁業団体職員共済組合年金証書
各種手当	児童扶養手当受給者 <児童扶養手当法>	児童扶養手当証書
	特別児童扶養手当受給者 障害児福祉手当受給者 特別障害者手当受給者 福祉手当受給者 <特別児童扶養手当等の支給に関する法律>	特別児童扶養手当証書 障害児福祉手当受給者証明書 特別障害者手当受給者証明書 福祉手当受給者証明書
	医療特別手当受給者 特別手当受給者 健康管理手当受給者 保健手当受給者 <原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律>	医療特別手当証書 特別手当証書 健康管理手当証書 保健手当証書

- ・※印の年金については昭和61年3月31日以前に支払い事由が発生していた場合に限りです。
- ・年金証書等を役所に提出中の場合は、年金証書等の保管証等のご提示でもお取り扱いいたします。

『やすらぎ定期』

2024年3月1日現在

1. 商品名	・「やすらぎ定期」〔単利型〕
2. 対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の年金、または手当をお受け取りの方。 ※対象となる年金・手当は、別表「やすらぎ定期 取扱対象一覧」をご覧ください。 ・当金庫以外の金融機関で、該当する年金または手当をお受け取りに なられている方でも、ご利用いただけます。
3. 期間	・1年
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 (4) 預入限度額 (5) その他	<ul style="list-style-type: none"> ・一括預入 ・1,000円以上 ・1円単位 ・お一人さま500万円まで ・お一人さま1店舗のみでの取扱いとします。
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・固定金利 ・預入時のスーパー定期1年もの店頭表示金利+0.2%を約定利率 として満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円として、1年を365日とする日割計算とします。
7. 税金	<ul style="list-style-type: none"> ・お利息には20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金が かかります。（マル優をご利用の場合はかかりません。） ※2037年12月31日までの間にお受取りになる利息には、「復興 特別所得税」（0.315%）が追加課税されます。
8. 手数料	_____
9. 付加できる 特約事項	・マル優の取扱いができます。
10. 中途解約時の 取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、下記の預入期間に応じた期限前解約利 率、および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限 前解約利息とともに支払います。 A. 預入期間が6カ月未満 解約日における普通預金利率 B. 預入期間が6カ月以上1年未満 約定利率×50%
11. 金利情報の 入手方法	・店頭の金利表示システム、または窓口にご照会ください。
12. リスクに関する 重要事項	<ul style="list-style-type: none"> ・預金保険制度の付保対象商品です。 預金保険制度により預金者1人あたり元本1,000万円とその利 息が保護されます。 当金庫に決済用預金（当座預金・無利息型普通預金等）以外の預金 が複数ある場合は、それらの預金元本を合計して1,000万円ま でとその利息等が保護されます。
13. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	<p>(1) 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある営業部店またはお客さ ま相談室（8時30分～17時、電話：022-222-8076）にお 申し出ください。</p> <p>(2) 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電 話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-35 81-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですの で、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談室</p>

	<p>若しくは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客さま相談室若しくは全国しんきん相談所にお申し出ください。</p>
<p>14. その他参考となるべき事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・取扱期間は2025年2月28日までとなります。

やすらぎ定期 取扱対象一覧

	対象者<根拠法>	ご提示いただく証書等
国民年金	障害基礎年金受給者 遺族基礎年金受給者 <国民年金法>	国民年金証書または 国民年金・厚生年金保険年金証書
※旧国民年金	老齢福祉年金受給者 障害年金受給者 母子年金受給者 準母子年金受給者 遺児年金受給者 <国民年金法等改正法：昭和60年法律第34号>	国民年金証書
	老齢特別給付金受給者 <厚生年金保険法等改正法：昭和48年法律第92号>	国民年金証書
(※旧厚生年金)	障害年金受給者 遺族年金受給者 通算遺族年金受給者 特例遺族年金受給者 寡婦年金受給者 鰥夫年金受給者 遺児年金受給者 <国民年金法等改正法：昭和60年法律第34号>	厚生年金保険年金証書または 船員保険年金証書
※共済年金	障害年金受給者 遺族年金受給者 通算遺族年金受給者 <ul style="list-style-type: none"> ○国家公務員等共済組合法等改正法 (旧)国家公務員共済組合法 (旧)公共企業体職員等共済組合法 ○地方公務員等共済組合法等改正法 (旧)市町村職員共済組合法 ○厚生年金保険法等改正法(昭和48年法律第92号) ○私立学校教職員共済組合法等改正法 ○農林漁業団体職員共済組合法改正法 	次のいずれかの書類 <ul style="list-style-type: none"> ○国家公務員等共済組合年金証書 ○共済年金証書 ○日本電信電話共済組合年金証書 ○日本鉄道(国鉄)共済組合年金証書 ○日本たばこ産業共済組合年金証書 ○地方公務員共済組合年金証書 ○私立学校教職員共済組合年金証書 ○農林漁業団体職員共済組合年金証書
各種手当	児童扶養手当受給者 <児童扶養手当法>	児童扶養手当証書
	特別児童扶養手当受給者 障害児福祉手当受給者 特別障害者手当受給者 福祉手当受給者 <特別児童扶養手当等の支給に関する法律>	特別児童扶養手当証書 障害児福祉手当受給者証明書 特別障害者手当受給者証明書 福祉手当受給者証明書
	医療特別手当受給者 特別手当受給者 健康管理手当受給者 保健手当受給者 <原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律>	医療特別手当証書 特別手当証書 健康管理手当証書 保健手当証書

・※印の年金については昭和61年3月31日以前に支払い事由が発生していた場合に限りです。

・年金証書等を役所に提出中の場合は、年金証書等の保管証等のご提示でもお取り扱いいたします。